

情報セキュリティ（I SMS）基本方針宣言書

1.基本方針

株式会社マルス（以下当社と称する）は、ソフトウェアの構築、販売、保守、維持管理、ネットワークの構築、保守、維持管理及び情報処理関連付帯業務を遂行する会社として、お客様及び取引先様から貸与された情報資産ならびに当社の情報資産を守ることが責務と考え、以下の基本方針に則り情報セキュリティ管理を行うものとして、ここに宣言をして実施する。

2.活動方針

(1) 情報セキュリティの組織目的と維持

顧客から委託され取り扱う資産の消失、盗難、不正使用、漏えいを防止することを組織の目的とする。情報セキュリティとして顧客から委託され取り扱う資産及び当社が取得した企業情報、個人情報及び当社が保有する資産について、機密性、完全性、可用性を確保し、維持する。

(2) 適用範囲

組織の定める事業所内及びそこに所属する社員の全ての業務活動にかかわる情報を対象とする。

(3) 経営者の責任

I SMSの基本方針及び目的を定め、情報セキュリティ管理責任者を任命する。またI SMSの活動に必要な経営資産及び資金を提供し、リスクアセスメントの構築とその受容レベルと範囲を決定し、リスクアセスメントの結果、残存リスク、管理方法、採用の可否及び構築されたI SMS、推進すべきセキュリティ計画の承認、決定を行う。

また、定期的な内部監査、マネージメントレビューを実施し、採用された管理方法及び実施した改善策の有効性の評価、リスクアセスメントの結果及びマネージメントシステムならびにこの基本方針を見直し、I SMSの継続的な改善を実施する。

(4) 情報セキュリティ管理責任者の責任と義務

情報セキュリティ管理責任者はI SMSの活動を推進し、I SMSを確立し、導入、運用、監視、見直し、継続、改善を実施する。

(5) 資産の特定とリスクアセスメント及び管理方法の選択

情報セキュリティ委員会は資産の管理者を定め、定めた資産についてのリスクアセスメント方式を定め、資産の保護のための適切な管理褒章を選択する。

(6) コンプライアンス

業務上関連する法令及び各種規制・ガイドライン等が示す情報セキュリティ上の要求事項を明確にし、これを順守するものとする。

(7) 社員の義務

組織は{I SMS基本方針}及び{I SMSに関する社内規定}を順守して行動する。

違反した場合は、当社の就業規則に則り懲戒処分とする。

(8) 教育訓練

組織は教育訓練計画書及び情報セキュリティ管理責任者の指示に基づき実施するものとする。

制定 平成19年6月4日

改訂 平成22年9月1日

株式会社 マルス

代表取締役 栢森 隆